

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成23年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月14日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 尾形 克彦

25人第209号
平成25年4月16日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚 様
福島県監査委員 美馬 武千代
福島県監査委員 尾形 克彦

福島県知事印

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成23年度包括外部監査の結果に対する措置の報告

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
出納整理期間における資金移動の問題点 (ふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出基金)	<p>「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」に記載された資金移動の対象年度と、基金台帳や基金残高の帳票記載に不整合がみられた。</p> <p>これは、出納整理期間中に基金と一般会計の間で、平成22年度に係る資金移動と平成23年度に係る資金移動が同日に行われた際に、「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」には全額平成23年度の取引と記載されていたため、それぞれの帳票の年度区分に齟齬が生じたものである。</p> <p>出納整理期間中の資金移動は会計処理に係る誤謬や不正のリスクが高くなるため、適切な区分による会計処理を行うことに十分留意する必要がある。今後はこのような不整合が発生しないように、十分な再発防止策を検討すべきである。</p>	<p>出納整理期間中の「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」の作成の際には、2カ年度の事業実績等を十分に確認し、帳票の年度区分や金額に齟齬が生じないように二重チェックを行うなどの再発防止策を実施しました。</p>
減債基金 (特別会計分・運用益の基金への繰入れ)	<p>平成22年度の減債基金の運用益について確認したところ、一般会計分に係る運用利息は全額基金に繰り入れられているが、公債管理特別会計分に係る運用利息は公債管理特別会計の収入に計上した後、基金には繰り入れず、そのまま直接県債利子の支払いに充てられていた。</p> <p>最終的な資金使途は、当基金の目的である県債に係る支払資金として使用されている。しかし、地方財政法の規定によれば、一旦は積立金（基金）への繰入れを行わなければならないため、現状の処理は当該規定に準拠していないものと考える。</p> <p>平成22年度の公債管理特別会計分に係る運用利息は、当基金の積立額として計上した上で、事業費として公債管理特別会計に支出すべきものである。</p>	<p>減債基金の運用益について、平成24年度分から、一旦、減債基金に積み立てた後、県債利子支払いの財源として公債管理特別会計に繰り入れる見直しを行った。</p>